

## 郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会（第3回）議事要旨

### 1 日時

平成19年11月7日（水）14：00～16：00

### 2 場所

総務省 1階 共用会議室1

### 3 出席者

#### (1) 構成員（五十音順、敬称略）

井手 秀樹、大谷 和子、清野 幾久子、藤原 静雄、三村 優美子

#### (2) 総務省

橋口郵政行政局長、原口郵政行政局企画課長、後藤郵便課長、松岡郵便課課長補佐

### 4 議題

- (1) 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン案について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他

### 5 議論の概要

#### (1) 郵便事業分野における個人情報保護に関する論点整理について

- 資料1について事務局より説明を行い、意見がある場合には週内に事務局に連絡する旨が了承された。→意見なし。
- 資料2-1及び2-2について事務局より説明、次のような議論が行われた。
  - ①全体の理念について

(藤谷) 基本認識として、行政機関・独法の場合は漏えいに直罰規定が設けられているが、個人情報保護法には直罰がないことを踏まえると、民営化によって秘密保護を巡る管理体制の低下、リスクの拡大といったことが生じないかという点を懸念している。

関連して、再委託先に対する規律について、何らかの措置ができないか。

(座長) 民営化によって秘密保護の水準が低下するという事態は避けなければならないというのはご指摘のとおり。ただ、民間企業においても、厳しい秘密管理が求められており、民営化によりただちに秘密保護体制が脆弱化するということはいえないのではないかと思う。

重要な問題なので他の構成員の意見もお聞きしたい。

(井手) そもそも、民営化とはリスク管理体制を含めた経営体制を民間企業並の水準にすることである以上、公的機関並の水準を求めるというのであれば、そもそも民営化した意義が否定されるということになる。

既に民営化が実施されているという現状がある以上、これを所与として考えるべきと思う。

(大谷) 郵政民営化については、メリット・デメリットについて国会で総合的に議論した結果としての現行制度がある以上、これを前提とするべきと考える。郵便事業を公的機関から切り離して民営化したということは、この事業は民間企業に委ねられるという判断の帰結であり、その規制の水準も民間企業並で十分と考えるべき。

公的機関に関しては、ある程度強制力を行使して個人情報収集することが可能であることから、直罰規定が設けられていると理解すべき。

ただ、信書の秘密・通信の秘密に関しては、信書便事業についても電気通信事業についても、他の事業者より厳しい規制が課されている以上、郵便事業についても同様の規制を設けるべきと考える。

ただ、郵便事業については、配達用データのようなかなり重要性の高い情報について、国の機関だったころから公社時代にわたって蓄積したものを継承していることから、特別な重要性のある情報について特別な規定を設けることにより、サービスの利用者である国民を保護しているということを明示する必要があると考える。

(座長) 信書の秘密に関しては、直罰規定があったはず。

(藤谷) ただ、業務従事者が秘密を漏えいした際に、実効性ある制裁措置が設けられているかどうかという点は重要。民間企業であれば、就業規則に則って懲戒処分がなされることから、就業規則において個人情報保護法の遵守について明確に規定させるための何らかの担保的措置が必要ではないか。

(郵便課長) 就業規則自体は、認可・届出の対象ではないが、第1回会合におけるヒアリングでもご確認いただいたとおり、郵便事業会社においては、コンプライアンス・マニュアルによって法令遵守の徹底を図っているものと理解。

## ②論点1について

(座長) 論点1の結論についてのお考えをお聞きしたい。

(大谷) 案2(郵便事業会社と郵便の業務の受託者が適用対象)の方が、両者ともに個人情報保護の責任主体であるということが明確になると考える。

(井手) 案1(郵便事業会社のみが適用対象)で問題ないと思う。委託先の監督に関しては、金融機関等についてもガイドラインで対応しており、それにならえば良いと思う。

(藤谷) この問題は、郵便事業に関して取得した個人情報の保有や開示等の権限がどの主体に帰属するかという問題に帰結すると考える。

この問題は、保有個人データの開示等の権限を有する主体をどのように規定するかという問題に直結する。そもそも当該主体が開示等の権限を有していなければ、開示等に関する義務の対象とすることはできない。

(補佐) 郵便法における法的位置づけから言えば、郵便事業の経営主体はあくまで郵便事業会社である以上、受託者たる郵便局会社の入手した個人情報も含め

て、郵便事業に係る個人情報に関する権限は郵便事業会社に帰属する。

(座長) 事業主体の法的位置づけは、事務局の説明のとおりであり、法的に言えば、郵便事業会社が一元的に管理していると整理するのが最も簡明と思う。とはいえ、個人情報の保有権限という点に着目すれば、郵便事業会社・郵便局会社ともに保有権限を有すると観念することも可能。

思うに、現在、個人情報漏えい事案が多く発生しているのは委託先であり、委託先を強く規律することが重要。

そう考えると、「開示等」については分けて考える必要があると思うが、「保有」に関しては、両者ともに責任主体であると観念して、適用対象を両者とするというところでどうか。

(藤谷) 悩ましいが、本来一個の事業体によって運営されていた事業を、民営化のために特に委託関係を設けたという経緯があることを考えると、責任主体は郵便事業会社のみで、窓口の郵便局会社は責任を負わない、ということでは利用者の理解を得られないと思う。

そういった観点から、座長の提案に賛成。

(井手) 郵便事業会社と郵便局会社の双方に、個人情報管理主体としての責任意識を持たせる意味では、この方が良いと思う。

(局長) 今の結論について確認したいが、委託先に対する監督の規定によって規律する場合と、委託先を明示的に適用対象とする場合とでは、実態には差はないと理解してよいか。

また、郵便事業会社と郵便局会社との受委託関係は、法律上義務づけられたものであるという点に特殊性があると観念できると思われるが。

(企画課長) ここでいう「委託先」が一般の委託先を含むかどうかということが問題になると考える。

(座長) 自分もその点を吟味する必要があると考えていたところ。

(郵便課長) ここまでの議論では、郵便事業会社と郵便局会社が、これまで一個の事業体として事業を営んでいたところ、民営化に伴い分社化されて法律上業務委託が義務づけられたという経緯にかんがみ、両者を適用対象とするというお話とお聞きしていた。

再委託の問題に関していえば、簡易郵便局が焦点になると思われるが、簡易局では内容証明等は取り扱わないため、個人情報の管理についての特別な措置は必ずしも求められていないのではないかと考える。

ここから敷衍するに、公社時代から既に委託先であった運送事業者等については、一般の委託先に対する規定によってカバーできると観念して良いのではないか。

(藤谷) 郵便局会社から運送事業者に委託するというケースはないのか。

(郵便課長) 運送業務の委託権限は郵便事業会社が有する。

(藤谷) しかし、郵便局会社以外の主体も個人情報を取り扱う以上、委託先全般を適用対象とすべきと思う。適用対象を「委託先全般」とすることのデメリット

トは、運送事業者等の郵便局会社以外の事業者もこのガイドラインの規律に服することになることしかなく、ここで適用対象を広く把握することとした方が適当ではないか。

(座長) その場合、委託先の中には、小規模なところなどもあり、すべて適用対象とされた場合、対応困難な事業者もあるのではないかと思われるが。

(大谷) 適用対象となりうる事業者の実態について十分理解しないままに適用対象をいわずらに拡大するのはどうかと思われる。

(座長) 運送事業者以外の委託先としては、どのような者があるのか。

(補佐) 郵便差出箱からの取集、一部地域の集配業務も委託されている。ただ、これらの事業者が開示等の手続を行う訳ではない。これらの事業者については、個人情報保護法上の問題は、個人情報の取得と利用に関する部分に限られると思う。

(座長) 集配以外の委託業務は。

(郵便課長) 先程来申し上げている運送業務、それに郵便物の引受けを受託している者もある。

(藤谷) 職員に対する教育訓練については第1回会合の際にお聞きしたが、そのような受託者に対する教育訓練やサービス管理的なものが、実効性あるものとして機能しているのか。

(郵便課長) 受託者に対しても、委託契約で義務を課した上で、職員と同様に所定の教育訓練を行っているという理解。

(座長) それならば、適用対象としては郵便事業会社及び郵便局会社とした上で、それ以外の委託先に対しては一般の委託先に対する監督の規定で対応することとすることが適当と考える。

### ③論点2について

(座長) 資料をみると、個人情報の開示等については、既に郵便事業会社本社が一元管理することとされているのが実情のようだが。

(藤谷) 郵便局は、個人情報開示等を行っているのではなく、あくまで郵便事業会社本社の連絡先を伝えているだけなのか。

(補佐) ご指摘のとおり。郵便局会社を開示等の権限の主体とした場合、郵便局会社が単独判断で開示等を行うことが可能となる。

(郵便課長) 郵便事業は郵便事業会社が一括して責任を負うものとされており、どの窓口に赴いても、郵便事業会社の責任の下、同一の手続がなされることとした方が適切と考える。

### ④論点3について

(座長) 配達関連情報について、「特に注意を求める」という規定が提案されているが、具体的な措置のイメージは。

(補佐) 事務局としては、行政からは「特に注意すること」を求め、これを受けた事業者たる郵便事業会社の方で具体的な措置を検討していただきたい、という考えで案をお示ししたものの。

(座長) これについては、特に記しておくということという理解か。

(2) 今後のスケジュールについて

- 事務局より、今回の議論を踏まえて報告書案を作成し、委員各位にお諮りすること、同報告書において郵便事業における個人情報保護に関するガイドライン案を示し、これに基づきガイドラインを作成、パブリックコメント手続を経て告示を行いたい、という予定について説明。

(3) その他

- 特に議論なし。